2025年４月

投資家の皆様へ

PayPayアセットマネジメント株式会社

「PayPay投資信託インデックス 世界株式」
の投資信託約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、追加型証券投資信託「PayPay投資信託インデックス 世界株式」（以下、「当ファンド」という場合があります。）につきまして、下記のとおり投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせ申し上げます。

【変更の内容及び理由】

（1）委託者の変更

ファンドの委託者である弊社は2025年９月末を目途に事業を終了することを予定しているため、委託者を「PayPayアセットマネジメント株式会社」から「アセットマネジメントOne株式会社」（以下、「アセットマネジメントOne」といいます。）に変更し運用を継続することが受益者の皆様の利益に資すると判断し、この度、投資信託約款を変更させていただく予定となりました。

変更後に委託者となる予定のアセットマネジメントOneの概要は以下の通りです。　※2024年9月末現在

● アセットマネジメントOneは、国内の個人投資家、金融機関や年金などの機関投資家を中心とした幅広い投資家層向けに資金の運用を行なっている、わが国有数の運用会社のひとつです。
所在地：東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
資本金：20億円　　従業員数：917名　　運用資産残高：約70兆円

これに伴い、ファンド名称を「PayPay投資信託インデックス 世界株式」から「インデックスオープン・世界株式」へ変更し、ファンドの委託者が行なう公告の方法も変更いたします。

（2）指数の変更

委託者の変更とともに、ファンドの主要投資対象を「上場投資信託証券（ETF）」からアセットマネジメントOneを委託者とする①「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」、②「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」及び③「ＭＳＣＩジャパン・インデックス・マザーファンド」（以下、①～③を総称して「マザーファンド」といいます。）へ変更すること、またファンドの連動対象指数を「ＦＴＳＥグローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、円ベース）」から「ＭＳＣＩオール・カントリー・ワールド・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）」へ変更することを予定しており、これにより運用の効率化を目指してまいります。連動対象指数の変更については、対象とする株式市場が国内外である点は変更後も同様であり、新旧指数は過去のパフォーマンスにおいても高い類似性を示していることから、受益者の皆様への影響は限定的なものと考えております。

当ページは目論見書の内容ではありません。

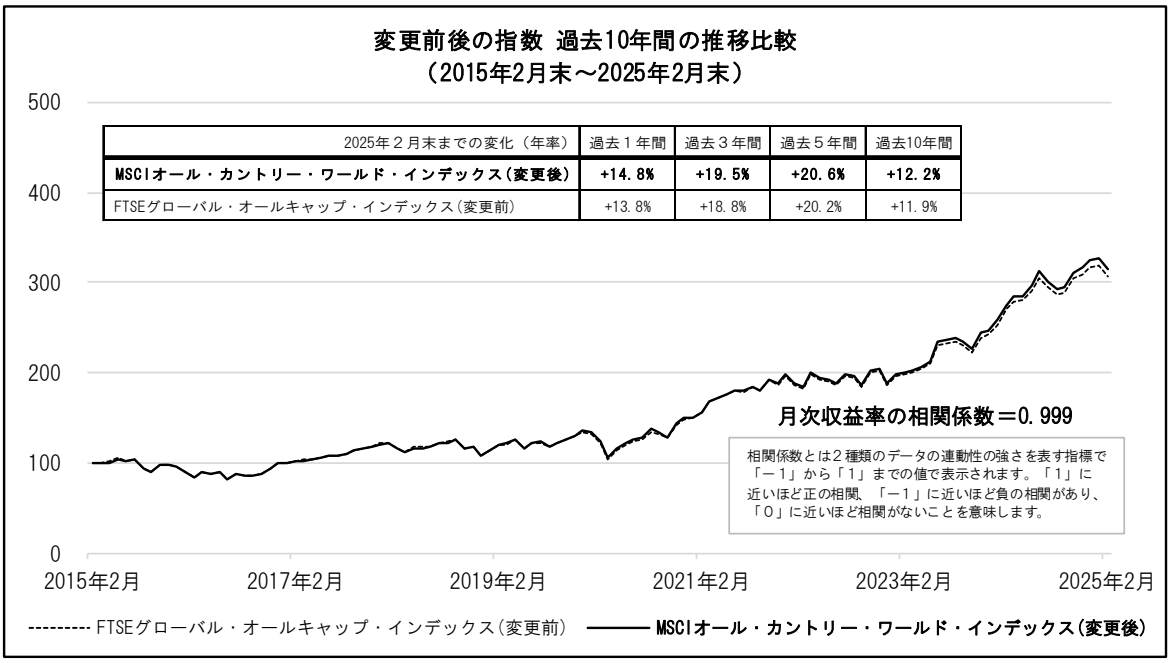

2025年２月末までの変化（年率）	過去１年間	過去３年間	過去５年間	過去10年間
MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス（変更後）	**+14.8%**	**+19.5%**	**+20.6%**	**+12.2%**
FTSEグローバル・オールキャップ・インデックス（変更前）	+13.8%	+18.8%	+20.2%	+11.9%

（注）グラフは、変更前・変更後の各指数（円換算ベース）について、それぞれ2015年２月末の数値を100として指数化したものです。上記は過去データを図表化したものであり、将来の値動きを予想するものではありません。

また、お申込み受付不可日となる海外休業日の追加（ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、香港の銀行、香港証券取引所の休業日をファンド休業日に追加）も実施いたします。

（３）経費に関する変更

主要投資対象を「上場投資信託証券（ETF）」から「マザーファンド」に変更することにより、これまで投資したETF内で発生していた信託報酬の実質的な負担（年0.0339%程度）が発生しなくなる一方で、マザーファンド運用に伴う業務にかかる費用が発生するため、信託報酬率（年率）を現在の0.052%（税抜）から0.0999%（税抜）へ引き上げます。なお、現状ファンドで負担することが可能となっている各種書類の印刷、作成等に伴う費用については委託者負担とすべく、関連する条項を削除する変更を行ないます。

これらの変更は総合的に見てファンド全体の総経費率の抑制を図るものであり、受益者の皆様の利益に資するものであると判断しております。また、投資対象が運用資産規模の大きいマザーファンドに変更されることにより、投資対象証券の売買及び保有に伴う保管費用の負担軽減も見込まれます。

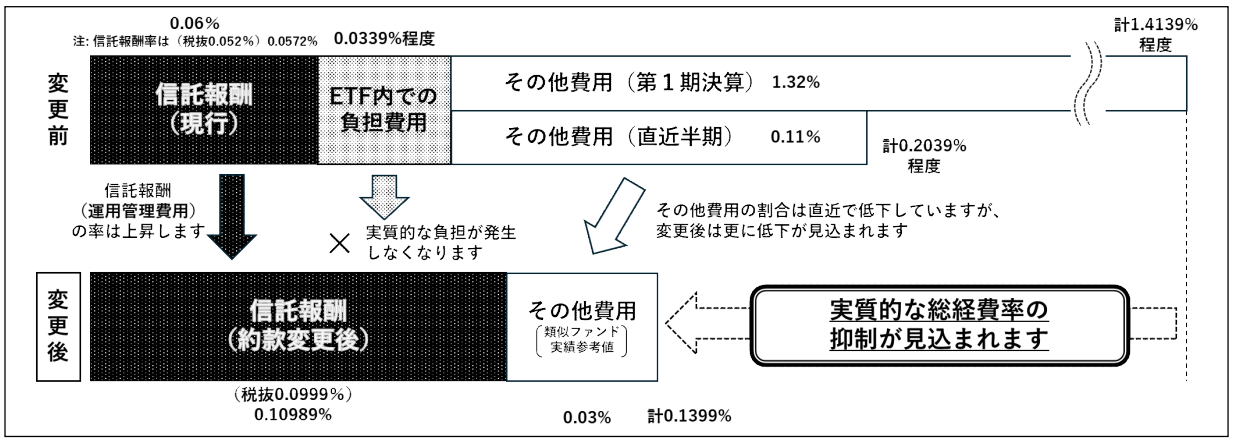

（注）　上図は実質的な総経費率（年率）について信託約款変更前後の変化見込みの概略を表したものであり、実際の数値はこれと異なる場合があります。

（出所）変更前：その他費用（第１期決算）については第１期運用報告書(2024年７月16日決算)、同（直近半期）については基準価額算出・運用報告書データ作成用システムによる仮決算（2025年１月16日）帳票

変更後：その他費用（類似ファンド実績参考値）及び合計値についてはアセットマネジメントOne「たわらノーロード　全世界株式」第６期運用報告書（2024年10月15日決算）

当ページは目論見書の内容ではありません。

（4）その他の変更

ファンドの取得・一部解約の申込みへの対応として、やむを得ない事情が発生した場合に、一度販売会社で受け付けたファンドの取得・一部解約の申込みを委託者が取り消すことができる旨を追加いたします。これは市場機能の停止など不測の事態が発生した際における受益者間の公正を期すための対応となりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

※詳細は、後記「投資信託約款の変更に係る新旧対照表(案)」をご参照ください。

【変更予定日及び変更適用予定日】

上記の投資信託約款変更は、2025年５月19日で行い、2025年８月12日より適用する予定です。

2025年４月１日現在の受益者の方は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

この投資信託約款変更に係る書面による決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上の賛成をもって可決されます。この場合、予定通り2025年８月12日を適用日として投資信託約款の変更を行ないます。

なお、上記の議決権数による賛成が得られずこの投資信託約款変更の決議が否決された場合は、投資信託約款の変更を行ないません。この場合、投資信託約款の変更を行なわない旨を速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。ただし、その場合、弊社の事業終了日が確定した段階で、投資信託及び投資法人に関する法律及び投資信託約款の規定に準じて、ファンドは信託の終了（償還）に向けた手続きを進めることとなります。あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

敬具

当ページは目論見書の内容ではありません。

投資信託約款の変更に係る新旧対照表（案）

（変更日：2025年５月19日　変更適用日：2025年８月12日）

変更部分は、＿＿＿（下線）で表示してあります。

新	旧
追加型証券投資信託 インデックスオープン・世界株式 信託約款	追加型証券投資信託 PayPay 投資信託インデックス 世界株式 信託約款
運用の基本方針	運用の基本方針
１．基本方針 この投資信託は、ＭＳＣＩオール・カントリー・ワールド・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）（以下「ベンチマーク」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。	１．基本方針 この投資信託は、ＦＴＳＥグローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、円ベース）に概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
２．運用方法 （１）投資対象 「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券、「ＭＳＣＩジャパン・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、株式、上場投資信託証券等に直接投資する場合があります。	２．運用方法 （１）投資対象 主として、投資信託証券（金融商品取引法第２条第１項第10号に規定する投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに同項第11号に規定する投資証券及び外国投資証券をいい、この投資信託においては、上場投資信託証券とします。）に投資を行ないます。
（２）投資態度 ①主として、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券、「ＭＳＣＩジャパン・インデックス・マザーファンド」受益証券（以下、総称して「マザーファンド受益証券」ということがあります。）への投資を通じて、実質的に国内外の株式に投資を行ない、ベンチマークに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、株価指数先物取引を利用する場合があります。	（２）投資態度 ①投資信託証券への投資を通じて、実質的に世界各国の企業の株式に投資を行ない、ＦＴＳＥグローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、円ベース）に概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
（削　除）	②運用実績等を勘案した上で投資信託証券の選定等を行ないます。
②マザーファンド受益証券の投資割合は、原則として高位を保ちます。	③投資信託証券の投資割合は、原則として高位を保ちます。
③実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。	④外貨建資産（投資信託証券を通じて実質的に組入れる外貨建資産を含みます。）については、原則として為替ヘッジを行ないません。
④市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。	⑤市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
（３）投資制限 ①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。	（３）投資制限 （新　設）
②株式への実質投資割合には、制限を設けません。	①株式への投資割合には、制限を設けません。
③投資信託証券（マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。	②投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
④～⑤（省　略）	③～④（同　左）
⑥外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。	⑤外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
⑦（省　略）	⑥（同　左）

当ページは目論見書の内容ではありません。

新	旧
（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託） 第１条　この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。 ②～④（省　略）	（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託） 第１条　この信託は、証券投資信託であり、PayPay アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。 ②～④（同　左）
（受益権の申込単位および価額） 第13条（省　略） ②～④（省　略） ⑤　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。	（受益権の申込単位および価額） 第13条（同　左） ②～④（同　左） ⑤　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。
（有価証券および金融商品の指図範囲等） 第17条　委託者は、信託金を、主として、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド、ＭＳＣＩジャパン・インデックス・マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）を含む次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。	（有価証券および金融商品の指図範囲等） 第17条　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
（省　略） ②～③（省　略） ④　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下、同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の５を超えることとなる投資の指図をしません。	（同　左） ②～③（同　左） ④　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下、同じ。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の５を超えることとなる投資の指図をしません。
⑤前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。	（新　設）
（一部解約の請求および有価証券売却等の指図） 第33条　委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。	（有価証券売却等の指図） 第33条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図） 第34条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配	（再投資の指図） 第34条　委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価

当ページは目論見書の内容ではありません。

新	旧
金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。	証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（信託事務等の諸費用） 第40条（省　略）	（信託事務等の諸費用） 第40条（同　左）
②　前項に定める諸費用のほか、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。	②　前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等に相当する額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。 １．有価証券届出書、変更届出書、目論見書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用 ２．信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。） ３．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。） ４．この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用 ５．信託財産に係る監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
（削　除）	③　委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
（削　除）	④　前項に基づいて、実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。
③　前項の諸費用は、第 41 条第２項に規定する信託報酬の支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するものとします。	⑤　前項の場合において、第２項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率を乗じて得た額とし、第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、第 41 条第２項に規定する信託報酬の支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するものとします。
（信託報酬等の額および支弁の方法） 第41条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の9.99の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。	（信託報酬等の額および支弁の方法） 第41条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の5.2の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
②～③（省　略）	②～③（同　左）
（信託契約の一部解約） 第46条（省　略）	（信託契約の一部解約） 第46条（同　左）
②～④（省　略）	②～④（同　左）
⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるとき	⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるとき

当ページは目論見書の内容ではありません。

新	旧
は、第１項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約請求の受付を取り消すことができます。 ⑥（省　略） （信託契約の解約） 第48条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合もしくはＭＳＣＩオール・カントリー・ワールド・インデックスが改廃されたとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ②～⑤（省　略） （公告） 第57条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 https://www.am-one.co.jp/ ②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。	は、第１項による一部解約請求の受付を中止することができます。 ⑥（同　左） （信託契約の解約） 第48条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合もしくはＦＴＳＥグローバル・オールキャップ・インデックスが改廃されたとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ②～⑤（同　左） （公告） 第57条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 公告アドレス　https://www.paypay-am.co.jp/notification/ ②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、官報に掲載します。
１．別に定める日 約款第13条第１項および第46条第１項の「別に定める日」は次のものをいいます。 ニューヨークの銀行の休業日 ニューヨーク証券取引所の休業日 ロンドンの銀行の休業日 ロンドン証券取引所の休業日 香港の銀行の休業日 香港証券取引所の休業日	１．別に定める日 約款第13条第１項および第46条第１項の「別に定める日」は次のものをいいます。 ニューヨークの銀行の休業日 ニューヨーク証券取引所の休業日

当ページは目論見書の内容ではありません。

投資信託説明書
（交付目論見書）
2025.4.9

PayPay投資信託 インデックス 世界株式

追加型投信／内外／株式／インデックス型

※本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

委託会社 | **ファンドの運用の指図を行なう者**

PayPayアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第387号
設立年月日：2004年５月12日
資本金：420百万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額：1,095億円
（資本金・純資産総額は、2025年1月末日現在）

委託会社の照会先
・照会ダイヤル　0120-580446（営業日の9:00～17:00）
・ホームページ　https://www.paypay-am.co.jp

受託会社 | **ファンドの財産の保管及び管理を行なう者**

みずほ信託銀行株式会社

■ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

PayPay アセットマネジメント株式会社

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	内外	株式	インデックス型	その他資産（上場投資信託証券（株式 一般））	年１回	グローバル（日本含む）	為替ヘッジなし	その他の指数（FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、円ベース））

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

1．この目論見書により行なう「PayPay投資信託インデックス 世界株式」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第５条の規定により有価証券届出書を2024年10月15日に関東財務局長に提出しており、2024年10月16日にその届出の効力が生じております。

2．商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

3．投資信託の財産は、受託会社において信託法（平成18年法律第108号）に基づき分別管理されています。

4．請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

5．ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1．ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、FTSEグローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、円ベース）に概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

ファンドの特色

a. 世界各国の株式を主要投資対象とし、FTSEグローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、円ベース）に概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

- 世界各国の株式への投資は、上場投資信託証券であるバンガード・トータルストックマーケット・ETF、SPDR ポートフォリオディベロップドワールド（米国を除く）・ETF、SPDR ポートフォリオエマージングマーケッツ・ETF（以下、総称してもしくはそれぞれを指して「投資信託証券」という場合があります。）を通じて行ないます。
  バンガード・トータルストックマーケット・ETFは米国の企業の株式、SPDR ポートフォリオディベロップドワールド（米国を除く）・ETFは先進国（米国を除く）の企業の株式、SPDR ポートフォリオエマージングマーケッツ・ETFは新興国の企業の株式を主要投資対象とします。

  ※FTSEグローバル・オールキャップ・インデックスは、全世界の大型株、中型株、小型株の動きを表す時価総額加重平均型の株価指数です。
  FTSEグローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、円ベース）は、FTSEグローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、米ドルベース）をもとに、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を用いて委託会社が円ベースに換算したものです。

  ※投資信託証券の選定等は、運用実績（インデックスのパフォーマンスの安定性や投資信託証券のインデックスへの連動性等をいいます。以下、「ファンドの特色」において同じ。）等を勘案した上で行ないます。なお、投資信託証券は、運用実績等を勘案し、委託会社の判断により変更となる場合があります。

- 投資信託証券の投資割合は、原則として高位を保ちます。

b. 外貨建資産（投資信託証券を通じて実質的に組入れる外貨建資産を含みます。）については、原則として為替ヘッジを行ないません。

1．ファンドの目的・特色

主な投資制限

①株式への投資割合には、制限を設けません。
②外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

分配方針

①毎決算期に収益の分配を行なう方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行なわない場合もあります。
②分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
③信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行ないます。

※上記は今後変更となる場合があります。
※当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

●「FTSEグローバル・オールキャップ・インデックス」について

本ファンドは、FTSEインターナショナルリミテッド（以下「FTSE」といいます。）、ロンドン証券取引所（以下「LSEG」といいます。）（総称して、以下「ライセンス供与者」といいます。）のいずれによっても、支援、推奨、販売または販売促進するものではありません。ライセンス供与者は、「FTSEグローバル・オールキャップ・インデックス」（以下、「本指数」といいます。）の使用およびいかなる時点における本指数値の利用から生じるいかなる結果に対しても、明示的か黙示的かを問わず、何ら表明や保証を行うものではありません。本指数はFTSEによって編集および計算されます。ライセンス供与者は、本指数の誤りについて何人に対しても責任を負わず（過失の有無を問わず）、かつ本指数の誤りに関して通知する義務を負いません。FTSE®はLSEGの商標であり、FTSEがライセンスに基づき使用しています。

2．投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、上場投資信託証券を通じて、主として株式など値動きのある有価証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、全て投資者の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

＜主な変動要因＞

株価変動リスク	一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、当ファンドが実質的に組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。
為替リスク	外貨建資産（投資信託証券を通じて実質的に組入れる外貨建資産を含みます。）に対し原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。
カントリー・リスク	発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。また、法制度や決済制度、政府規制、税制、送金規制等の変化により、運用の基本方針に沿った運用を行なうことが困難になる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されているものではありません。

■基準価額の動きの留意事項について

当ファンドはFTSEグローバル・オールキャップ・インデックス（配当込み、円ベース）に概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。ただし、主として以下の要因等により、運用目標が達成できない場合がありますので、ご留意ください。

・上場投資信託証券の約定価格と基準価額の算出に使用する上場投資信託証券の価格に差が生じた場合
・上場投資信託証券を利用した場合において、上場投資信託証券の価格と連動対象指数の値動きに差が生じた場合
・上場投資信託証券の最低取引単位の影響
・売買委託手数料、信託報酬、監査報酬等の負担
・連動対象指数の採用銘柄の変更や指数の算出方法の変更等による影響
・大幅な変動や急激な変動、流動性の低下等により、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合

2．投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

信託財産における運用リスクについては、運用部門責任者およびファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行なっています。リーガル・コンプライアンス部門においては、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して法令および信託約款等の遵守状況を日々チェックしています。これらの結果は、代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会でも運用状況の点検が行なわれています。また、流動性リスク管理に関する社内規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行なっています。運用委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

2．投資リスク

参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
左のグラフは、過去5年間の当ファンドの年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
右のグラフは、過去5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

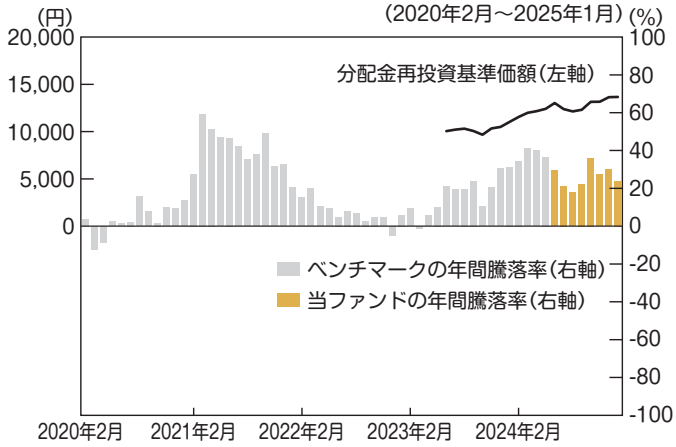

代表的な資産クラスとの騰落率の比較

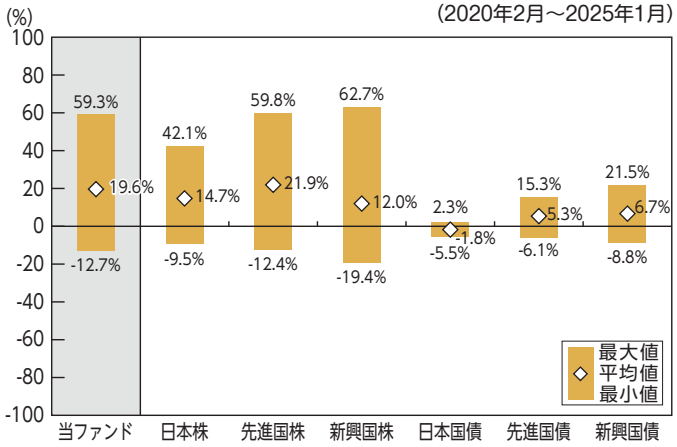

＊ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算したものであり、実際の基準価額と異なる場合があります。分配金再投資基準価額は設定日の属する月の月末より表示しています。
＊ 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づき計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。当ファンドの年間騰落率は、過去5年間分のデータがないため、算出可能な期間についてのみ表示しています。ファンドの年間騰落率がない期間については、ベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。
＊ 各資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

日　本　株……東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株……MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国債……FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースで表示しています。
※各指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は以下の通り帰属します。

指数	帰属
東証株価指数	株式会社東京証券取引所
MSCIコクサイ・インデックス	MSCI Inc.
MSCIエマージング・マーケット・インデックス	MSCI Inc.
NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
FTSE世界国債インデックス	FTSE Fixed Income LLC
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	J.P.Morgan Securities LLC

3. 運用実績

データは2025年1月末日現在

基準価額・純資産の推移

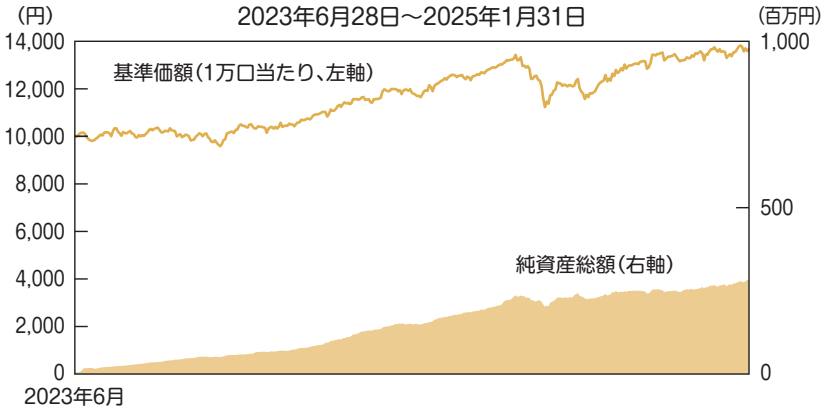

※基準価額は、信託報酬等控除後のものです。

分配の推移

決算期	分配金
第1期(2024年7月16日)	0円
第2期(2025年7月15日)	－
第3期(2026年7月15日)	－
第4期(2027年7月15日)	－
第5期(2028年7月18日)	－
設定来累計	0円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の値を記載しています。

≪基準価額・純資産総額≫

基準価額	13,664円
純資産総額	284百万円

主要な資産の状況

◆ポートフォリオの状況

資産の種類	比率(%)
投資信託受益証券	97.4
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	2.6
合計(純資産総額)	100.0

◆組入銘柄の状況

銘柄名	国・地域	比率(%)
バンガード・トータルストックマーケット・ETF	アメリカ	63.2
SPDR ポートフォリオディベロップドワールド(米国を除く)・ETF	アメリカ	24.9
SPDR ポートフォリオエマージングマーケッツ・ETF	アメリカ	9.3

※比率は、純資産総額に対する評価額の割合を記載しています。

年間収益率の推移

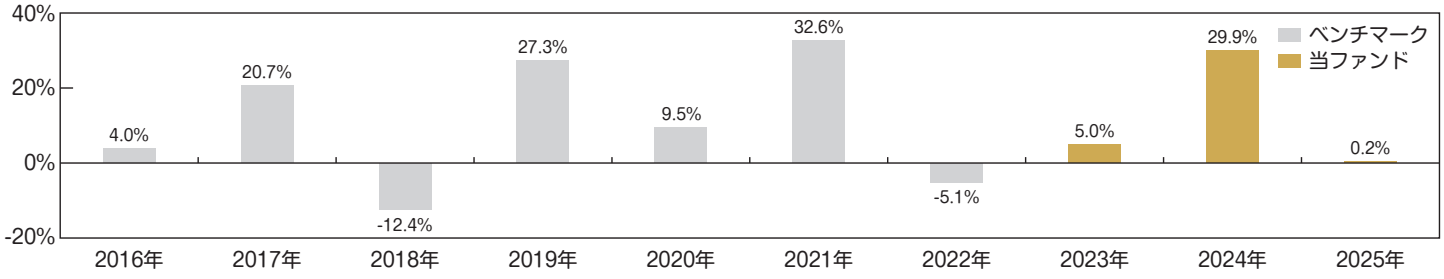

※当ファンドのベンチマークは「FTSEグローバル・オールキャップ・インデックス(配当込み、円ベース)」です。
※2022年まではベンチマークの年間収益率です。当該ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
※2023年は設定日(2023年6月28日)から年末までの騰落率、2025年は2025年1月末日までの当ファンドの騰落率を記載しています。
※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

4．手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします（ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。）。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金代金は、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	2024年10月16日から2025年10月14日までとします。 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、換金の金額に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込不可日	購入・換金の申込日が以下の日と同日の場合は、原則として購入・換金の申込みを受付けないものとします。 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することがあります。
信託期間	無期限です（2023年6月28日当初設定）。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下ることとなった場合もしくはFTSEグローバル・オールキャップ・インデックスが改廃された場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	原則として、毎年7月15日に決算を行ないます。なお、当該日が休日の場合は翌営業日とします。
収益分配	原則として、年1回の決算日に、収益分配方針に基づいて分配を行ないます。 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	信託金の限度額は、1兆円とします。
公告	委託会社が行なう公告は、電子公告により行ないます。 公告アドレス　https://www.paypay-am.co.jp/notification/
運用報告書	決算時および償還時の受益者に対して、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況、費用明細等のうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」及び「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

4．手続・手数料等

ファンドの費用・税金

◆ファンドの費用

■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.0572%（税抜年0.052%）の率を乗じて得た額です。
委託会社、販売会社、受託会社間の配分および役務の内容については次のとおりです。

	配分（税抜）	役務の内容
委託会社	年0.018%	資金の運用の対価
販売会社	年0.018%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.016%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

投資対象とする投資信託証券の運用管理費用（信託報酬）等を加えた場合、当該運用管理費用等と信託報酬の合計は、年0.0911%程度になります。なお、当該合計は、投資信託証券の実際の組入状況等により変動します。また、投資対象とする投資信託証券の変更等（投資対象とする投資信託証券の運用管理報酬等の変更を含みます。）により今後変更となる場合があります。
上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。）、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

その他の費用・手数料

①法定開示に係る費用、公告に係る費用、信託財産の監査に係る費用、法律顧問、税務顧問に対する報酬等は、信託財産中から支払われる場合があります。これらの報酬等は、信託報酬の支払いと同一の時期に信託財産中から支払われます。
②有価証券売買時の売買委託手数料、借入金の利息、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息等がお客様の保有期間中、その都度信託財産中から支払われます。
※上記①および②の費用等については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

◆税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

4．手続・手数料等

（参考情報）ファンドの総経費率

総経費率（①+②）	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
1.38%	0.06%	1.32%

※対象期間は2023年6月28日～2024年7月16日です。
※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当り）を乗じた数で除した値（年率）です。
※「ファンドの総経費率」には、ファンドが組み入れている投資信託証券の運用管理費用（約0.0339%）は含まれておりません。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧下さい。

PayPay アセットマネジメント株式会社